

「(仮称) 舞岡町公園整備事業」の事前評価調書(案)に対する
市民からのご意見の内容とご意見に対する横浜市の考え方

○横浜市公共事業評価事前評価における市民意見

募集期間 平成26年11月4日～12月3日

市民意見 12件(複数意見あり)

いただいたご意見と、ご意見に対する横浜市の見解を次のとおりまとめました。

整備方法や導入する施設の内容、環境への配慮及び管理に関するご意見については、この公園は現況の自然環境を保全しつつ、多様なレクリエーションにも対応できる公園として計画しており、地域の皆様のご意見を踏まえながら整備を進めることについて事前評価調書(案)に記載していますので、修正なしとして確定します。

○お寄せいただいたご意見と横浜市の見解

ご意見の概要(類似する意見は集約しています)	ご意見に対する横浜市の見解
1. 墓園との一体整備について	
墓苑側と一体的なものにしてほしい。	(仮称)舞岡町公園は、良好な樹林地や農地等から成る現況の自然環境を保全しつつ、多様なレクリエーションにも対応できる公園として、隣接地で計画している(仮称)舞岡地区新墓園と一体的な計画として整備します。新墓園については、既存の樹林を活かしながら、芝生型で緑豊かな墓園として、公園と景観面や環境面で連続性を有する形で整備をする計画です。
墓地計画の健康福祉局とも連絡を密にして工事のために木を切りすぎることのない様にして事業を進めてほしい。	
公園と墓園は一体で整備すべきではない。	
2. 公園へのアクセスについて	
公園には周辺のどの谷戸からもアクセスできるようにしてほしい。	公園のアクセスについては、周辺の地形や道路の状況を踏まえ、なるべく多方向からのアクセスができるよう、検討していきます。

3. バリアフリーについて	
<p>今後どの世代でも利用しやすいように（車いすでも行き来できるように）全面バリアフリー化していくべき。</p>	<p>公園整備にあたっては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律および関連する法令を踏まえ、利用しやすい公園となるよう対応方法を検討します。</p>
4. スポーツ系施設の整備について	
<p>この谷戸に各種スポーツ系施設が必要でしょうか？打越グラウンドを皆がよく使っているのは承知しています。瀬谷通信隊、深谷通信所の場所が横浜市のものになると伺いました。あの広大な平地こそスポーツ系施設を作るのにふさわしい。</p>	<p>（仮称）舞岡町公園の周辺には、自然環境や里山の景観を保全する目的の規模の大きい公園や小規模な身近な公園が配置されていますが、スポーツ利用のできる施設が少ない状況です。</p> <p>一方、現在広域避難場所に指定されており、その一部は現在少年野球等でも使用されています。</p> <p>以上のことから、現況の地形を活かしながら災害時に一時的に避難できるとともに、スポーツが楽しめる場としての整備を検討しています。</p> <p>また、ニュースポーツについては、設置場所や利用ルールなども含めて検討していきます。</p>
<p>スポーツ施設は、皆が楽しめるスポーツ施設であること。特定な人達が利用する施設は建設しないでほしい。ニュースポーツ系施設は、特定な人達の利用施設であり、マウンテンバイクで公園全体を走りまわる人達がでてくるなど、安全面及び風紀面で問題がありこの公園にはそぐわない。</p>	
<p>アクティブレクリエーション広場エリアについて、細長い森の尾根を切り開くのであれば土砂崩れが起りやすくなるのではないか。アスレチック施設は平地に設置するのが適当ではないか。極力美しい景観を残してほしい。</p>	
<p>山の上のレクリエーション広場を考え直してください。</p>	
5. 自然環境の保全、植栽計画について	
<p>里山広場の場所がせまいし、すくない。 里山の景観を残してほしい。 里山に光が入るように現状の木々（大木化）を止め、木々の入れ替えをし、見通しのきく公園としてもらいたい。 新たな木や植物を植えればよいという考えではなく、極力今の里山の状態を保存してほしい。 舞岡ふるさと村や舞岡公園との連続性を重視して、最大限今の植生や地形を保全してほしい。</p>	<p>（仮称）舞岡町公園は、計画地の現在の利用状況や市民ニーズを踏まえ、自然環境を保全しながら、多様なレクリエーションが可能な施設の整備を計画しています。</p> <p>施設の設計や具体的な植栽計画にあたっては、現況の地形や自然環境を踏まえて検討していきます。</p>

<p>自由に山菜、ふきのとう、セリ、ヨモギ、土筆、ふき、みょうが、こごみなどをとれる場所を残してほしい。(里山広場、市民農園予定地の山際など) 横浜市の中でも上記のような山菜があるところは少ないと思われる。</p>	
<p>舞岡熊の堂から山に入る遊歩道のような整備はできないのか。</p> <p>尾根に続く坂道以外は、コンクリートやアスファルトで地面を固めたり他から土を持ってきて盛土をすることはやめてほしい。</p>	
<p>昔の鎌倉道といわれる山の尾根には木漏れ日を好む植物が数多く生息しています。切り開くとこれらの植物が生息できなくなる。</p> <p>樹林を大幅に切らずに残してほしい。</p>	
<p>公園予定地には鶯、コジュケイがなき、蝶やトンボが舞い、季節折々の花が咲き乱れ本当に日本の季節を体感できる貴重な場所です。</p> <p>動植物の観察など里山を満喫できる計画にしてほしい。</p>	
<p>この地域は日本固有の動植物がかなり存在している為、これらの動植物を維持できる公園整備にして貰いたい。又は、これらの動植物を保護できる場所を確保して移植して貰いたい。</p>	
<p>下のエリアに芝生広場を作るにしても現在の木、梅ノ木、さくら、藤などの木を極力残し木陰を作り憩える場所を作ってほしい。</p> <p>今までの長い耕作の歴史の中で残された貴重な植物であるキーウィの棚、ブルーベリー、柿、ゆず、きんかん、スダチ、花卉類、宿根草を残して公園に活用してほしい。</p>	
<p>水がしみ込まないようなところを多く作ったり木をたくさん切ることは反対。</p> <p>樹林地帯の伐採は自然環境に即した必要最低限の伐採にとどめて頂きたい。</p> <p>里山の景観を残し、丘陵や緑地を造成により破壊することなく公園の整備を行い、今ある自然を次の世代に残すことが大切である。</p>	

6 公園内の水処理について	
<p>遊水池まで続く小川を作ってほしい。その小川はオタマジャクシやザリガニを捕ったり、セリ摘みなどができる人が立ち入れる小川にしてほしい。山のすそ野から水が湧き出ているところが2か所あり、(臨時駐車場予定地から尾根に上がる道の途中、里山広場市民菜園予定地の山の際) 水はけを良くするためにも小川は必要。</p>	<p>(仮称) 舞岡町公園の計画地は丘陵地にいくつかの谷戸が入り込んだ地形であり、施設整備にあたっては、雨水の適切な処理にも配慮しながら、排水施設の検討を行います。</p> <p>また、緑豊かな公園とするため、計画地内の湧水の状況を踏まえ、これを池や流れなどの修景施設として活用が可能か、詳細な設計作業の中で可能性を検討します。</p>
<p>舞岡は洪水に苦しんだ歴史があり、計画地も北方向に水が流れていて低地です。盛土を最小限にして現在の環境を保ってほしい。今まで市民菜園で利用していたところはもともと水路があり、それを埋めてしまった。水脈を調べて、その流れに沿ったゾーニングをしてほしい。</p>	
7. 公園の管理について	
<p>公園にはカギをかけることなく自由に出はいることができるようにしてほしい。作ったからには作りっぱなしではなくきちんと管理してほしい。</p>	<p>公園は原則として誰でも24時間自由に入出できる事が原則ですが、公開時間や管理の形態については、市民協働も含め、今後の整備内容と合わせて検討します。</p> <p>また、事業着手までの計画地の管理についても、適切に行っていきます。</p> <p>なお、公園の計画に際しては、都市計画手続きをはじめ、様々な場面で市民の皆様のご意見を伺う機会を設けていきます。</p>
<p>事業着手までも散策路として使えるよう管理してほしい。また何年もかかると思われるが、その期間の草刈りはどうなるのか? 今までは畑として使いつつ草刈りも年何回も行われてた。</p> <p>草地広場の管理は、薬剤の使用を最小限にしてほしい。</p>	
<p>整備するにあたり、公園完成後を見通し、計画段階から市と市民の協働の活動が行えるようにしてほしい。</p>	
8. 公園への認定こども園の設置について	
<p>ぜひとも公園内に、認定こども園か、保育園もしくは幼稚園など未就学児のための施設をあわせて建設していただきたい。</p>	<p>本計画地については、現況の自然環境や地形を活かし、多様なレクリエーション施設を有する都市公園と緑豊かな墓園を一体的に整備する計画となっており、保育園等を整備する計画はありませんが、公園の設計にあたっては、未就学児の方の利用についても配慮します。</p>

9. 市民農園について	
<p>市民農園用の水（井戸）を確保してください。災害時の一時的な水にも転用できる。また、この場所は田んぼとして使用されたものであり、大雨が降ると現状の高さだとほとんど水没してしまうので市民農園として貸し出すなら土盛りをしてほしい。</p> <p>日当たりの良い場所にしてほしい。</p>	<p>農園部分の詳細な整備内容やその後の管理運営の方式については、今後の整備内容と合わせて検討します。</p> <p>なお、計画地内の市民農園については、期間を定めて皆様と契約したうえで一時的に使っていただいていたものです。</p> <p>作物や果樹については、撤去していただくことになります。</p>
<p>市民農園には美観として物置をおかず、一括管理するところを設置してほしい。</p> <p>消火栓を数か所設置してほしい。</p>	
<p>地域住民が丹精込めて育成してきた伐採しがたい樹木を市民農園の一面に移植して欲しい。</p>	
<p>里山の暮らしの体験（炭焼き、薪集め、菜園からの収穫物で加工品づくり）や菜園作りの指導や運営には、菜園体験者や地元の人に関われる仕組みが必要。地域のつながりづくりに発展するきっかけになればよいと思う。</p>	
10. 防災機能について	
<p>避難所の場所の確保としては戸塚駅西口の区役所跡地やほかの2か所の市有地の空き地が帰宅難民を受け入れたり、避難場所としてふさわしいと思います。そのため、スポーツ系施設は不要です。</p> <p>災害時の一時避難場所としての機能はどのくらいの規模を想定しているのか。</p>	<p>計画地を含む一帯は現在広域避難場所として指定されていますので、これからも広域避難場所として機能するような整備内容とします。</p>
11. 歴史的資源の活用	
<p>頂上尾根は、鎌倉時代からの古道が通っているので、この歴史的遺産を保護するような環境整備をして欲しい。</p>	<p>当地区における古道の位置づけや歴史的価値等も踏まえ、対応の可能性について検討していきます。</p>
12. 公園のデザインについて	
<p>公園のガーデニングデザインを、ポールスミザー氏にお願いしてほしい。この公園に癒されるために多くの市民が訪れる人気の公園になると考えられる。</p>	<p>多くの市民の皆様を訪れていただけるような、魅力ある公園となるよう、設計を進めていきます。</p>

<p>1 3. 環境影響評価手続について</p>	
<p>誰が見ても実質的には一体と考えられる公園整備事業（整備面積 12. 6ha）と墓園整備事業（敷地面積 4. 2ha）あわせて 16. 8ha の規模の事業を環境影響評価条例の対象事業とすることなく事業を進めようとしていることは、市の基本姿勢と相いれない進め方である。</p> <p>環境影響評価条例の趣旨を尊重し、敷地面積 1 5 h a 以上の都市公園新設事業として環境影響評価条例の手続を踏むべきである。</p>	<p>環境影響評価手続の対象事業とするか否かについては、横浜市環境影響評価条例および横浜市環境影響評価条例施行規則別表 1 において事業の種類ごとに、その要件を定めています。</p> <p>都市公園事業は、横浜市環境影響評価条例施行規則別表 1 の 1 1 運動・レクリエーション施設等の建設の「都市公園の新設」に相当し、環境影響評価手続の対象事業となる要件は、第二分類事業では「敷地面積 15ha 以上かつ形質変更区域面積 7. 5ha 以上」となっており、（仮称）舞岡町公園はその要件を下回っているため、該当しません。</p> <p>舞岡町公園は、現況の自然環境や地形を活かし、多様なレクリエーション施設を有する公園として計画しており、整備にあたっては、周辺環境への影響が少なくなるよう配慮します。</p>
<p>1 4. その他</p>	
<p>公園の正式名称はどのように決めるのか。</p>	<p>公園の正式名称については、地域の皆さまなどのご意見を聞くなどして、公園の供用開始までに決定していきたいと考えています。</p>